

# 国民年金は 昭和61年4月から 基礎年金

## 私の質問箱 G&A

Q 基礎年金はいつから支給されるようになるのですか。

A 1 老齢基礎年金

老齢基礎年金は、改正法の施行日（昭和六十一年四月一日）において六十才未満の人を対象にしています。老齢基礎年金はこれまでの国民年金と同様、六十才から支給されることになりました。

Q 基礎年金はいつから支給されるようになるのですか。

老齢基礎年金は、改正法の施行日（昭和六十一年四月一日）において六十才未満の人を対象にしています。老齢基礎年金はこれまでの国民年金と同様、六十才から支給されることになりました。

①生年月日が大正十五年四月一日以前の人  
②生年月日が大正十五年四月二日以後の人でも、施行日の前日に厚生年金保険、または船員保険の老齢年金の受給権を取得している人。

### 国民年金保険料が 七、一〇〇円になります

昭和六十一年四月から国民年金の保険料の月額が七千五百円になります。これは、昭和六十一年の年平均の物価指数（昭和六十一年一月から十二月までの全国平均消費者物価指数）により、昭和五十八年度の

### 保険料はキチンと納めていますか？

国民年金加入者の皆さんへ

本年度（昨年四月から本年三月まで）の国民年金保険料の納め忘れ（未納）はありませんか「まだ未納にしたままだわ」と

いうような方は、早く納めるようにしてください。「一ヶ月や二ヶ月くらいは未納は大したことないよ」なんて言っておられる方もいるようですが、未納についてそういった安易な考え方をしているとしたら大変なことです。塵も積もれば山となる、ことわざにもあるように、未納が重なってくと大切な年金の受給権を失ってしまふことにもなりかねません。また、未納にしておいた保険料をあとから納めるにしても、毎月の保険料とあわせて納めることになるため、その家計におよぼす経済的負担は相当なもの



昭和66年4月より支給



改正前の規定により支給



## 小・中学校（在校生）就学援助申請は 三月二十日までに

経済的な理由により就学が困難な家庭の子供に、学用品など教育費を援助する制度があります。受給希望者は次により申請して下さい。

①生活保護を受けている人（以下準要保護児童生徒といふ）  
②生活保護を受けていないが、同程度に生活が困難な人（以下準要保護児童生徒といふ）

③準要保護児童生徒 保護者は三月二十日（休）までに教育委員会に申請書と提出して下さい。今まで受けていた人でも希望者は毎年申請しなければなりません（申請用紙は教育委員会にあります）。新一年生になる児童は担任の先生と相談の上、

四月十日までに申請して下さい。 ◆認定 援助の認定は申請書や他の資料を参考にして決定されますが、家族の所得額などにより援助を受けられない場合があります。 ※詳細は教育委員会にお尋ねください。

④要保護児童生徒 修学旅行費、医療費  
⑤準要保護児童生徒 学用品費、学校給食費、修学旅行費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、体育実技用具費、医療費  
（学年によって支給費目が異なります。）

⑥申請手続 ①要保護児童生徒 社会福祉事務所からの認定により、手続は不要です。 二、人物、学力とみずくれ、か

### 大学生奨学貸付金の 申込み受付中です

優秀な学生が経済的な理由により、就学が困難な者に対して学費を貸与して人材の育成を図ることを目的とした。奨学金貸付制度があります。

この制度は、大学生短期大学専門学校（除く）を対象にしたものですが、希望される方は次により申込みをしてください。

一、小須戸町に一年以上居住している世帯の子弟  
二、人物、学力とみずくれ、か

一、健康であつて学費の支弁が困難と認められる者  
二、貸与期間 貸与決定の月から在学する学校の最短期間限の卒業期まで。

一、小須戸町奨学金以外の公・私設の奨学金との併給は禁止します。

一、貸与月額 二万五千元  
二、貸与期間 貸与決定の月から在学する学校の最短期間限の卒業期まで。

一、出願資格  
一、六十一年度貸与希望者は、奨学金貸与申込書を四月二十五日までに教育委員会へ提出してください。申込用紙は当委員会に準備してあります。

一、出願の手続  
一、小須戸町奨学金以外の公・私設の奨学金との併給は禁止します。

一、奨学金は無利息とします。 ※詳細は、教育委員会まで連絡ください。

一、奨学金は無利息とします。 ※詳細は、教育委員会まで連絡ください。

一、奨学金は無利息とします。 ※詳細は、教育委員会まで連絡ください。

### 「一日一円」 交通災害共済に 家族そろって 加入しましょう

今年も「一日一円」の会費の交通災害共済の加入募集がはじまります。交通事故は年々増加しております。いつ、どこで、誰が、不幸な事故に遭うかわかりません。このような時に備えるために交通災害共済に家族全員の加入をおすすめします。現在加入している人も、三月三十一日までに加入申し込みの手続きは、各町内（地区）の嘱託員の方が、婦人会の方が加入募集のため各家庭を訪問します。 なお、交通災害共済制度や、見舞金請求手続き等、くわしいことは役場町民生活課住民係（電話三八一三二（内四一）へ）おたすねください。

### 水道メーター 除雪のお願い

三月四日から七日まで、ガス、水道の検針を行います。十二月は積雪のため、水道の検針ができず推定料金でお願ひ致しましたが、三月は決算期で検針を行いたいと思ひますので、検針ができるように、水道メーターの除雪をして下さい。よろしくご協力をお願い致します。